

農業集落排水事業の概要と 地方公営企業法適用

令和6年度第7回 上下水道事業経営審議会

川越市 産業観光部 農政課
令和7年1月29日

地方公営企業法適用の背景

農業集落排水事業は、人口減少局面を迎えている本市においては、今後も使用料収入の大きな増加が期待できない中、施設の維持管理費に係る費用が増加し、経営環境が厳しくなることが見込まれています。

こうしたことから、複式簿記の導入による経済性を発揮し、事業全体の損益や資産に係る状況をより詳細に把握するとともに、財務状況の透明性を向上させることで、住民への説明責任をさらに果たすことなどにより、持続的な経営を実現することを目的に本市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することにしました。（令和6年12月議会において関係する条例を整備済み）

また、このことは、全国的な課題でもあり、国からも、地方公共団体の公営企業の地方公営企業法の適用について要請されています。

【地方公営企業法】

○法の趣旨等

- ・ 地方公営企業は、一般行政事務と同様に住民福祉の向上が目的であり、公共性が求められるが、加えて、独立採算的にサービスを提供し、経済合理性に即して効率的に運営することが可能であることから、経済性についても強く求められている。
- ・ 一般行政事務と同様に地方公共団体に関する基本法（地方自治法、地方財政法、地方公務員法）の規定のもと運営される必要があるが、一般行政事務と同様に取り扱うと合理的・能率的な運営を阻害するおそれがあることから、企業としての経済性を発揮させるための特別法である「地方公営企業法」が定められている。

○法の概要

- ・ 企業会計の導入

	企業会計	官庁会計
目的・特徴	独立採算性の確保 財務・経営状況の把握	税収入等の効率的・効果的な分配 予算による統制
記帳形式	複式簿記（経済価値の変動を記録）	単式簿記（現金の入出金を記録）
会計原則	発生主義	現金主義
資産把握	減価償却の導入	—

- ・ 独立性の強い組織
代表権まで含む広範な権限を持つ（職員の任免、分課の設置、契約の締結、料金の徴収、予算原案作成）公営企業管理者の設置

○法の適用範囲

- ・ 水道事業、交通事業等7事業：全部の規定が当然に適用 → 全部適用
- ・ 病院事業：財務規定等の一部のみが当然に適用 → 一部適用
- ・ その他（下水道事業、集落排水事業等）：法の適用は任意

総務省通知（抜粋）

総 財 公 第 9 号

平成 31 年 1 月 25 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長

】 殿

総務大臣 石田 真敏

公営企業会計の適用の更なる推進について

公営企業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増しています。

こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。特に、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組であり、これらの取組を進めるためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須となります。また、広域化、民間活用等の抜本的な改革の推進に当たっても、公営企業会計に基づく財務情報を関係者間で共有することが有効です。

こうした観点から、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用していない事業（以下「法非適用企業」という。）について、「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 18 号総務大臣通知。以下「平成 27 年通知」という。）により、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で、同法の規定の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行されるよう要請するとともに、特に資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業及び簡易水道事業について、重点的な取組をお願いしたところです。

（ 略 ）

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれては、法非適用企業に係る公営企業会計への移行について、引き続き、平成 27 年通知による取組を進めていただくとともに、新たに平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間で、更なる取組を推進していただくよう、特段の御配慮をお願いします。特に、下水道事業及び簡易水道事業については、引き続き、重点的に取り組まれるようお願いいたします。

川越市農業集落排水事業 事業概要

1 事業目的

農業集落における農業用排水の水質保全及び生活環境の改善を図る。

2 事業採択

(1)鴨田地区

平成 12 年 4 月 3 日付け農整第 448 号にて事業採択。

(2)石田本郷地区

平成 18 年 4 月 28 日付け農整第 155 号にて事業採択。

3 農業集落排水処理施設使用料等の概要

(1) 使用料

一般家庭 基本使用料 (1,619 円) +人数使用料 (333 円×人数) +消費税

※4人世帯月額 (1,619 円+ (333 円×4 人)) +消費税=3,246 円

事業所 基本使用料 (1,619 円 (20 人未満)) +人数使用料 (523 円×人数) +消費税

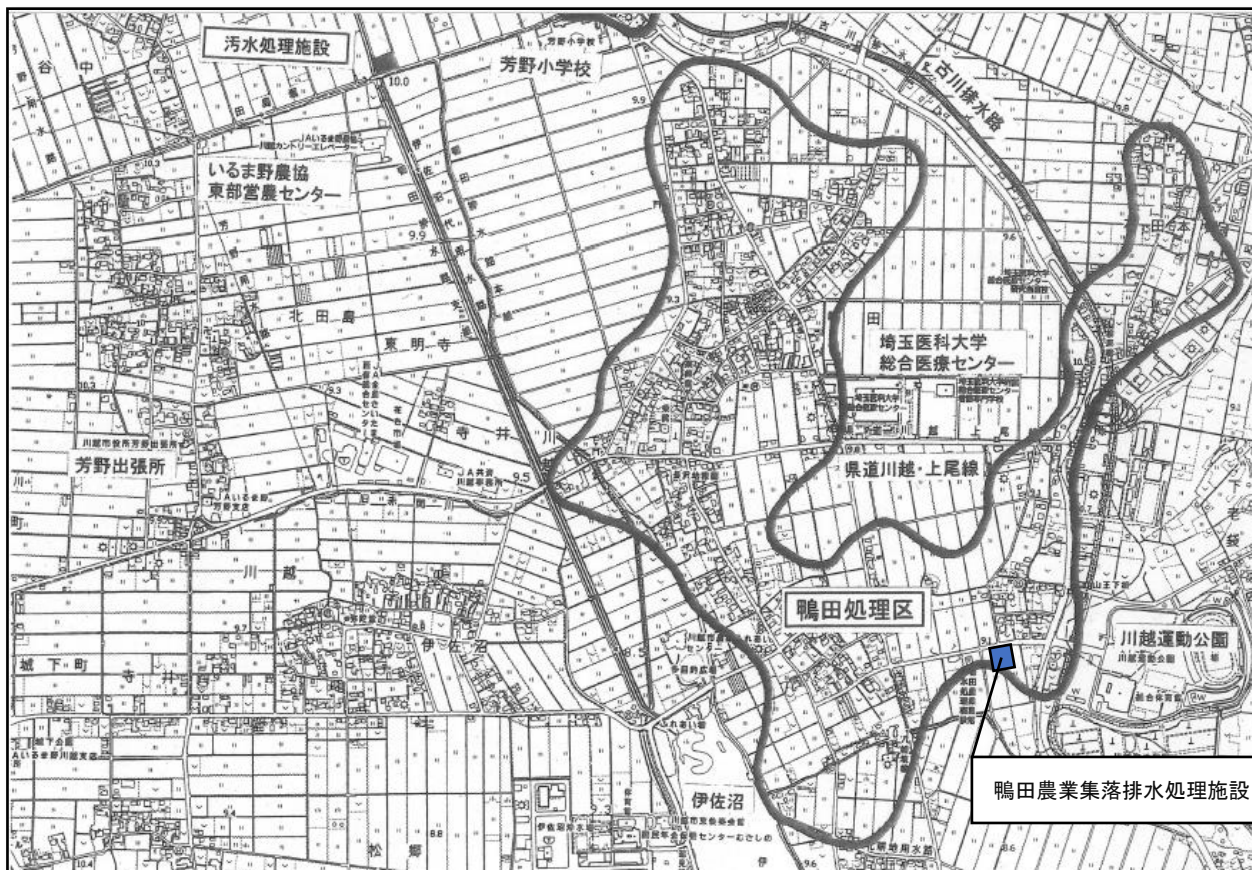
(2) 分担金 一単位 381,000 円

4 農業集落排水処理施設概要

(1) 鴨田農業集落排水処理施設

・案内図

(大字鴨田、大字石田本郷、大字古谷上、大字川越及び大字伊佐沼の各一部)



・施設概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 供用開始 | 平成 18 年 4 月 1 日 |
| (2) 事業期間 | 平成 12 年度～平成 17 年度 (6 ヶ年) |
| (3) 総事業費 | 1,761,033 千円
(内訳 国県費 765,890 千円 分担金 159,830 千円 起債 669,800 千円 市費 165,513 千円) |
| (4) 施設概要 | 管路延長 15,313m 処理施設 1 箇所 ポンプ 8 箇所 |
| (5) 計画平均汚水量 | 559 m ³ /日 |
| (6) 処理方式 | D0 制御連続流入間欠ばっ気方式 |
| (7) 計画戸数 | 計画 408 戸 2,070 人 (定住人口 1,550 人、流入人口約 520 人) |
| (8) 接続戸数 | 387 戸 (住宅 346 事業所 34 集会所 7) 1,217 人 |
| (9) 接続率 | 95.59% |
| (10) 流入量 | 293 m ³ /日 (令和 5 年度平均) |

(令和 6 年 1 2 月末現在)

(2) 石田本郷農業集落排水処理施設

・案内図

(大字石田本郷、大字菅間、大字鹿飼及び大字鴨田の各一部)



・施設概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 供用開始 | 平成 24 年 4 月 1 日 |
| (2) 事業期間 | 平成 18 年度～平成 23 年度 (6 カ年) |
| (3) 総事業費 | 1,469,904 千円
(内訳 国費 581,090 千円 分担金 135,255 千円 起債 734,000 千円 市費 19,559 千円) |
| (4) 施設概要 | 管路延長 10,506m 処理施設 1 箇所 ポンプ 11 箇所 |
| (5) 計画平均汚水量 | 481 m ³ /日 |
| (6) 処理方式 | D0 制御連続流入間欠ばっ気方式 |
| (7) 計画戸数 | 計画 421 戸 1,780 人 (定住人口 1,660 人、流入人口約 120 人) |
| (8) 接続戸数 | 310 戸 (住宅 293 事業所 14 集会所 3) 933 人 |
| (9) 接続率 | 73.6% |
| (10) 流入量 | 270 m ³ /日 (令和 5 年度平均) |

(令和 6 年 1 2 月末現在)